

四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 24 日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第 3 号

四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和 28 年四日市市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）</p> <p>第 4 条の 2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、<u>その子（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び第 4 条の 3 第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）を養育するため</u></p>	<p>（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）</p> <p>第 4 条の 2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、<u>その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第 3 項において同じ。）をさせるものとする。</u></p>

に請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

(1)及び(2) (略)

2及び3 (略)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第4条の3 (略)

2及び3 (略)

4 前3項の規定は、第12条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就

(1)及び(2) (略)

2及び3 (略)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第4条の3 (略)

2及び3 (略)

4 第1項及び前項の規定は、第12条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第12条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。))のある職員が、規則

学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第12条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 （略）

（休暇）

第8条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇とする。

（介護休暇）

第12条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。））、父母（配偶者の父母を含む。））、子その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要と

で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

5 （略）

（休暇）

第8条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇とする。

（介護休暇）

第12条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。））、父母（配偶者の父母を含む。））、子その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

する一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 （略）

（介護時間）

第12条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第61条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第62条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6箇月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 （略）

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)

第14条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)、介護休暇及び介護時間については、規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

第16条 (略)

附 則

(四日市市職員給与条例附則第74条第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)

5 四日市市職員給与条例附則第74条第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第12条第3項、第12条の2第3項及び第13条第4項の規定の適用については、第12条第3項、第12条の2第3項及び第13条第4項中「第62条」とあるのは、「附則第74条第3項」とする。

(病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認)

第14条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。) 及び介護休暇については、規則で定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

第17条 (略)

附 則

(四日市市職員給与条例附則第74条第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)

5 四日市市職員給与条例附則第74条第1項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第12条第3項及び第13条第4項の規定の適用については、第12条第3項及び第13条第4項中「第62条」とあるのは、「附則第74条第3項」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例第12条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下この条において単に「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の

四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例第12条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

（総務部人事課）